

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 個人事業当時を含めた退職給与

Q：当社は、10年前に個人事業を引き継いで設立された法人です。この度、個人事業当時から引き続き在職する使用人が退職することになり、個人時代の功績も加味して退職金を支給したいと考えています。

この場合、その支給額は全額法人の損金となりますか。

A：退職金の全額を損金の額に算入できません。

#### 【解説】

個人事業を引き継いで設立された法人が、個人事業当時から引き続き在職する使用人に退職給与を支給した場合には、個人事業主負担分と法人負担分とを区分し、法人負担分をその退職した事業年度の損金の額に算入するのが原則です。

しかし、その退職が法人設立後相当期間を経過している時には、その支給した退職給与の全額を損金の額に算入して差し支えないこととされています。

この場合の「相当期間経過後」とは、一般的には所得税の減額更正ができる期間との関連で5年程度と考えられています。

なお、個人事業主にとっては、法人が支給した退職給与のうち、個人事業主が負担すべきものとして法人の損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合には、その金額についてはその使用人が退職した日の翌日から2カ月以内に所得税の更正の請求を行い、その事業を廃止した日の属する年分又はその前年分の所得税の減額を求めることができます。

